

地方公共団体の財政状況を示す財政指標

令和５年度「健全化判断比率」「資金不足比率」の公表

国が定める「早期健全化基準」「財政再生基準」及び「経営健全化基準」を上回った場合、財政の健全化を図るための計画策定等が必要となりますが、本村においては、すべての指標で基準を下回り、安定した財政運営状況となっています。村監査委員の審査を経て、９月の村議会定例会において報告した内容についてお知らせします。

なお、村監査委員より、財政運営状況は良好、健全であるとの意見が出されました。

【健全化判断比率】

(単位：％)

項 目	北塩原村	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率 財政規模に対する 一般会計の赤字額の比率	黒字決算の ため該当なし	１５．０	２０．０
連結実質赤字比率 財政規模に対する 全会計連結の赤字額の比率	黒字決算の ため該当なし	２０．０	３０．０
実質公債費比率 財政規模に対する借金返済額の比率	１４．６	２５．０	３５．０
将来負担比率 村財政規模に対する 実質的な負債（借金等残高など）の比率	６３．６	３５０．０	

【資金不足比率…料金収入等に対する赤字額の比率】

(単位：％)

対象特別会計の名称	北塩原村	経営健全化 基準
簡易水道事業費特別会計	黒字決算のため該当なし	２０．０
特定環境保全下水道事業特別会計	黒字決算のため該当なし	２０．０
簡易排水施設事業特別会計	黒字決算のため該当なし	２０．０
農業集落排水事業特別会計	黒字決算のため該当なし	２０．０